

各教科等の改訂案のポイント

○ 幼稚園	2
○ 小学校「総則」	3
○ 中学校「総則」	4
○ 小学校「国語科」	5
○ 中学校「国語科」	6
○ 小学校「社会科」	7
○ 中学校「社会科」	8
○ 小学校「算数科」	9
○ 中学校「数学科」	10
○ 小学校「理科」	11
○ 中学校「理科」	12
○ 小学校「生活科」	13
○ 小学校「音楽科」	14
○ 中学校「音楽科」	15
○ 小学校「図画工作科」	16
○ 中学校「美術科」	17
○ 小学校「家庭科」	18
○ 中学校「技術・家庭科」	19
○ 小学校「体育科」	20
○ 中学校「保健体育科」	21
○ 小学校「外国語活動」	22
○ 中学校「外国語科」	23
○ 小・中学校「道徳教育」	24
○ 小・中学校「総合的な学習の時間」	25
○ 小・中学校「特別活動」	26

(※資料中、「☆」は目標、「◎」は内容、「○」は内容の取扱い等、に関する事項)
(【〇〇年】:過去に指導されていた場合における直近の学習指導要領の告示年)

幼稚園教育要領改訂のポイント

- ・ 幼小の円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実するとともに、幼小の連携を推進。
- ・ 幼稚園と家庭の連続性を確保するため、幼児の家庭での生活経験に配慮した指導や保護者の幼児期の教育の理解を深めるための活動を充実。
- ・ 預かり保育(幼稚園における教育課程終了後などに引き続き園児を預かること)の具体的な留意事項を示すとともに、子育ての支援の具体的な活動を例示。

(1) 内容の改善・充実

(構成の見直し) 第1章総則中に新たに項目を設け、預かり保育と子育ての支援を規定

☆ 第1章総則において幼稚園が義務教育及びその後の教育の基礎を培うことを明確化

① 領域「健康」

- 自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること
- ◎ 食育に関する内容を新たに規定
- 生活習慣の形成に当たっては、幼児の家庭での生活経験に配慮すること

② 領域「人間関係」

- ◎ 幼児同士が共通の目的を見いだし、工夫したり協力したりして実現していくこと
- 規範意識の芽生えを培うこと(体験を重ねながらまじりの必要性に気づく)

③ 領域「環境」

- 自ら考えようとする気持ちが育つようにすること

④ 指導計画作成上の留意事項

- 幼小連携の推進(教員の相互理解、幼児と児童の交流)
- 家庭との連携に当たって、保護者の幼児期の教育の理解が深まるようにすること

⑤ 預かり保育と子育ての支援

- 預かり保育の充実(預かり保育の計画をたてたり、適切な指導体制を整備した上で教師の責任と指導のもと行うことへの配慮など)
- 子育ての支援の充実(相談に応じることに加え、情報提供、親子登園、保護者同士の交流の機会を例示として追加)

(2) 言語力の育成・活用の重視

(領域「言葉」)

- 話すことに加え、聞くことも重視し、伝え合いができるようになること

小学校「総則」改訂のポイント

- ・ 知識・技能を活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等の育成、言語活動の充実、学習習慣の確立等を規定。
- ・ 教育基本法改正等を踏まえ、伝統や文化の継承・発展、公共の精神の尊重を道徳教育の目標に追加。
- ・ 小学校の道徳教育では、集団宿泊活動等を通じ、基本的な生活習慣やきまり、善悪の判断、人間としてしてはならないことをしないことを重視することを規定。
- ・ 体力の向上に加え、安全に関する指導や食育を規定。

① 教育課程編成の一般方針

- ・ 教育基本法、学校教育法等に従い、教育課程を編成することを明確化。
- ・ 知識・技能を活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等の育成、言語活動の充実、学習習慣の確立等を規定。
- ・ 道徳教育の目標に「伝統や文化」の継承・発展、「公共の精神」の尊重を追加。
- ・ 小学校の道徳教育では、集団宿泊活動等を充実し、基本的な生活習慣やきまり、善悪の判断、人間としてしてはならないことをしないことを重視する旨規定。
- ・ 体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮すべき旨を規定。
- ・ 安全に関する指導や食育について規定。

② 指導計画作成上の配慮事項

- ・ 児童が学習の見通しを立てたり、振り返ったりする活動を計画的に取り入れることを規定。
- ・ 障害のある児童等について、特別支援学校等の助言・援助を活用し、指導についての計画の作成等により障害の状態等に応じた指導内容等の一層の工夫を図るべき旨を規定。
- ・ 文字入力など基本的な操作や情報モラルを身に付けるなど情報教育の充実について規定。

※ 学習指導要領に定める内容はすべての児童に指導するものであって、各学校においてこれに加えて指導することができる旨の規定を引き続き置くことを踏まえ、各教科における「・・・は扱わないものとする」といった歯止め規定は一部を除き削除・改正。

中学校「総則」改訂のポイント

- ・ 知識・技能を活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等の育成、言語活動の充実、学習習慣の確立等を規定。
- ・ 教育基本法改正等を踏まえ、伝統や文化の継承・発展、公共の精神の尊重を道德教育の目標に追加。
- ・ 中学校の道德教育では、職場体験活動等を通じ、自他の生命の尊重、規律ある生活、自己の将来、法やきまりの意義の理解、社会の形成への参画、国際社会に生きる日本人としての自覚を重視することを規定。
- ・ 体力の向上に加え、安全に関する指導や食育を規定。
- ・ 学校教育の一環として生徒が自発的に取り組む部活動の意義や留意点を規定。

① 教育課程編成の一般方針

- ・ 教育基本法、学校教育法等に従い、教育課程を編成することを明確化。
- ・ 知識・技能を活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等の育成、言語活動の充実、学習習慣の確立等を規定。
- ・ 道德教育の目標に「伝統や文化」の継承・発展、「公共の精神」の尊重を追加。
- ・ 中学校の道德教育では、職場体験活動等を充実し、自他の生命の尊重、規律ある生活、自己の将来、法やきまりの意義の理解、社会の形成への参画、国際社会に生きる日本人としての自覚を重視する旨規定。
- ・ 体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮すべき旨を規定。
- ・ 安全に関する指導や食育について規定。

② 授業時数等の取扱い

- ・ 朝の10分間に行われるドリル学習等も授業時数に算入できる旨を規定。

③ 指導計画作成上の配慮事項

- ・ 生徒が学習の見通しを立てたり、振り返ったりする活動を計画的に取り入れることを規定。
- ・ 障害のある生徒等について、特別支援学校等の助言・援助を活用し、指導についての計画の作成等により障害の状態等に応じた指導内容等の一層の工夫を図るべき旨を規定。
- ・ コンピュータの積極的な活用や情報モラルの定着など情報教育の充実を規定。
- ・ 生徒の責任感や連帯感等をはぐくむ部活動について、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すべき旨を規定。

※ 学習指導要領に定める内容はすべての生徒に指導するものであって、各学校においてこれに加えて指導することができる旨の規定を引き続き置くことを踏まえ、各教科における「・は扱わないものとする」といった歯止め規定は一部を除き削除・改正。

小学校「国語科」改訂のポイント

- ・ 言語力育成の中核を担う教科として、生活や学習に必要な能力を身に付けるため、記録、報告、解説、推薦などの言語活動を充実（言語活動例を「内容の取扱い」から「内容」に格上げし、記述の具体化）。
- ・ 話題や取材、交流などの指導事項を新たに定め、指導のプロセスをより明確化。
- ・ ことわざ、故事成語、伝説、古文・漢文の音読など古典に関する指導を充実。

（１）学習内容の改善・充実

① 構成の見直し

- ◎ 話す・聞く、書く、読むの各能力が確実に身に付くよう、記録、報告、解説、推薦などの言語活動例を「内容の取扱い」から「内容」に移行。
- ◎ 伝統的な言語文化、言葉の特徴やきまり、漢字、書写から構成される〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕を新設。

② 話すこと・聞くこと

- ◎ 話題や取材についての指導事項の新設(1~6学年)
- ◎ 「言葉の抑揚や強弱などに注意して話すこと」(3・4学年)【H元年】
- ◎ 「事物や人物を推薦すること」(言語活動、5・6学年)

③ 書くこと

- ◎ 交流についての指導事項の新設(1~6学年)
- ◎ 「報告する文章や記録する文章を書くこと」(言語活動、1・2学年)

④ 読むこと

- ◎ 交流についての指導事項の新設(1~6学年)
- ◎ 本や文章を選ぶことについての指導を明記(1~6学年)
- ◎ 「説明した文章を読むこと」(言語活動、1・2学年)
- ◎ 「解説の文章を利用すること」(言語活動、5・6学年)

⑤ 伝統的な言語文化と国語の特質

- ◎ 【古典】ことわざ、故事成語、伝説、古文・漢文の音読など古典に関する指導を充実。
- ◎ 【漢字】学年別漢字配当表以外の漢字の提示には、振り仮名を付けるなど、漢字を読む機会を充実（交ぜ書き→ルビ付き表記へ）。書きについては、文や文章の中で使えるよう、指導を充実。
- ◎ 【ローマ字】現行の4学年から3学年に移行。

（２）言語力の育成・活用の重視

- ◎ 記録、報告、解説、推薦などの言語活動を重視。

中学校「国語科」改訂のポイント

- ・ 言語力育成の中核を担う教科として、生活や学習に必要な能力を身に付けるため、批評、評論、論説などの言語活動を充実。（言語活動例を「内容の取扱い」から「内容」に格上げし、記述の具体化）
- ・ 取材、構成などの指導事項を新たに定め、指導のプロセスをより明確化。
- ・ 我が国の言語文化に親しむことができるよう、古典の指導を重視するとともに、近代以降の代表的な作家の作品を取り上げること。

（１）学習内容の改善・充実

① 構成の見直し

- ◎ 話す・聞く、書く、読むの各能力が確実に身に付くよう、批評、評論、論説などの言語活動例を「内容の取扱い」から「内容」に移行。
- ◎ 伝統的な言語文化、言葉の特徴やきまり、漢字、書写から構成される〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕を新設。
- ◎ 目標と内容を各学年ごとに示す。（現行は、2・3学年をまとめて規定）

② 話すこと・聞くこと

- ◎ 取材についての指導事項を新設（1～3学年）
- ◎ 「資料や機器の効果的な活用」（2学年）
- ◎ 「時間や場の条件に合わせたスピーチをすること」（言語活動、3学年）

③ 書くこと

- ◎ 構成についての指導事項を新設（1学年）
- ◎ 「詩歌をつくる、物語を書くこと」（2学年）【S44年】
- ◎ 「批評する文章を書くこと」（言語活動、3学年）

④ 読むこと

- ◎ 「場面や登場人物に注意した読み」（1～3学年）
- ◎ 「説明や評論などの文章を読み、自分の考えを述べること」（言語活動、2学年）
- ◎ 「論説や報道などに盛り込まれた情報を比較して読むこと」（3学年）【S44年】

⑤ 伝統的な言語文化と国語の特質

- ◎ 【古典】文語の決まりや訓読の仕方、古典の朗読などに関する指導を明確化。
- ◎ 【漢字】書きについては、小学校で学習する漢字（1006字）を第2学年で文や文章の中で使い、第3学年で使い慣れるよう指導を充実。（現行では、第2学年で1006字のうち950字を、第3学年では1006字をそれぞれ文や文章の中で使えるようにする）
- ◎ 【教材】近代以降の代表的な作家の作品を取り上げることが規定。

（２）言語力の育成・活用の重視

- ◎ 批評、評論、論説などの言語活動を重視。

小学校「社会科」改訂のポイント

- ・ 47都道府県の名称と位置、世界の主な大陸と海洋、主な国の名称と位置など学習や生活の基盤となる知識についての学習を充実。
- ・ 我が国の代表的な文化遺産や縄文時代の生活など、我が国の伝統や文化についての学習を充実。
- ・ 環境や防災、情報化、法や経済の基礎となる内容など、よりよい社会の形成への参画にかかわる学習を充実。

(1) 学習内容の改善・充実

① 第3学年及び第4学年

- 節水、節電など資源の有効な利用
- ◎ 地域の人々と協力した災害や事故の防止への努力
- 社会生活を営む上で大切な法やきまり
- ◎ 47都道府県の名称と位置
- 伝統や文化などの地域資源の保護・活用

② 第5学年

- ◎ 世界の主な大陸と海洋【S43年】、主な国の名称と位置【S43年】、我が国の位置と領土
- ◎ 自然災害の防止【H元年】
- 食料生産・工業生産における価格や費用
- ◎ 情報化した社会の様子と国民生活とのかかわり

③ 第6学年

- ◎ 狩猟・採集の生活【H元年】
- 世界文化遺産、国宝、重要文化財などの代表的文化遺産
- 国民の司法参加

(2) 言語力の育成・活用の重視

- ☆ 各学年の目標に「考えたことを表現する力」の育成を新たに規定。
- 観察や調査・見学、表現活動の充実について、引き続き規定。

中学校「社会科」改訂のポイント

- ・ 日本の諸地域及び世界の諸地域の地誌学習を充実
- ・ 我が国の歴史の大きな流れの理解を重視して、学習指導要領の規定の仕方を見直すとともに、近現代に関する学習を充実。
- ・ 法や政治、経済などの基本的な概念・基本的な考え方についての指導を充実するとともに、それらの概念を活用して、課題を追究する学習を充実
- ・ 様々な伝統や文化、宗教に関する学習を充実

(1) 学習内容の改善・充実

① 構成の見直し

分野別配当時数を、地理的分野 120 単位時間(15 単位時間増)、歴史的分野 130 単位時間(25 単位時間増)、公民的分野 100 単位時間(15 単位時間増)とする。

② 地理的分野

- ◎ 世界の諸地域の地域的特色について主題を設けて学習【H 元年】(現行は2~3カ国の調査学習)
- ◎ 日本の諸地域の地域的特色を動態地誌的な手法で学習(現行は2~3県の調査学習)
- 生活と宗教とのかかわりや世界の宗教分布【S44年】

③ 歴史的分野

- ◎ 個別の歴史的事象の学習を通して、歴史の大きな流れを理解させるよう内容を構造化(○○、△△などを通して、～が…であることを理解させる)
- ◎ 近現代の項目を二つに分割して充実
- ◎ 宗教のおこり、かな文字の成立、冷戦の終結
- 藩校や寺子屋、沖縄返還、日中国交正常化、石油危機など

④ 公民的分野

- ◎ 現代社会における文化の意義や影響【H 元年】
- ◎ 対立と合意、効率と公正などの基本的な概念・考え方、契約の重要性
- 裁判員制度
- 国際社会における文化や宗教の多様性

(2) 言語力の育成・活用の重視

- 地図や資料の読み取り、解釈、論述、意見交換などの学習活動の重視
- ◎ 持続可能な社会の形成という観点から課題探究

小学校「算数科」改訂のポイント

- ・ 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着のため、発達や学年の段階に応じた反復（スパイラル）による指導を充実。（複数学年にわたり指導内容を一部重複させるなど）
- ・ 国際的な通用性、内容の系統性の確保や小・中学校の学習の円滑な接続等の観点から必要な指導内容を充実。（図形（合同、対称など）や数量関係（文字式など）に関する指導の充実など）
- ・ 知識・技能を活用する力を育成し、学ぶことの意義や有用性を実感できるよう、数量や図形についての知識・技能を実際の場面で活用する活動などの「算数的活動」を指導内容として学習指導要領に規定。

（１）学習内容の改善・充実

① 内容構成の見直し等

- ◎ 「数と計算」、「量と測定」、「図形」、「数量関係」の４領域に加え、新たに〔算数的活動〕を指導内容として規定。
- ◎ 複数学年にわたり指導内容を一部重複させるなどにより、基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着。
（例：第１学年で簡単な２位数の加減を導入的に扱い、第２学年で２位数の加減を本格的に指導。第４学年で整数の計算の定着と活用を指導。）

② 第１学年及び第２学年

- ◎ （１年）絵や図を用いた数量の表現、量の大きさ（面積、体積など）の比較【H 元年】など
- ◎ （２年）簡単な２位数の乗法（１位数×２位数）、簡単な分数（ $1/2$ など）【S43年】など

③ 第３学年及び第４学年

- ◎ （３年）３位数×２位数の乗法【H 元年】、小数や分数の意味と表し方及び加・減【H 元年】など
- ◎ （４年）整数の計算の定着と活用、同分母分数の加・減【H 元年】など

④ 第５学年及び第６学年

- ◎ （５年）素数、台形の面積【H 元年】、異分母分数の加・減【H 元年】、図形の合同【H 元年】など
- ◎ （６年）小数や分数の計算の定着と活用、角柱や円柱の体積【H 元年】、拡大図と縮図【H 元年】、対称な図形（線対称、点対称）【H 元年】、反比例【H 元年】、文字を用いた式【H 元年】など

（２）言語力の育成・活用の重視

- ◎ 新設の〔算数的活動〕において、「言葉、数、式、図を用いたりして考え、説明する活動」、「目的に応じて表やグラフを選び、活用する活動」などを規定。

中学校「数学科」改訂のポイント

- ・ 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着のため、発達や学年の段階に応じた反復（スパイラル）による指導を充実。（小・中学校で指導内容を一部重複させるなど）
- ・ 国際的な通用性、内容の系統性の確保や小・中学校の学習の円滑な接続等の観点から、必要な指導内容を充実。（「資料の活用」を新設し、統計に関する指導を充実など）
- ・ 知識・技能を活用する力を育成し、学ぶことの意義や有用性を実感できるよう、既習の数学を基にして数や図形の性質を見いだす活動などの「数学的活動」を指導内容として学習指導要領に規定。

（１）学習内容の改善・充実

① 内容構成の見直し等

- ◎ 従来の「数と式」、「図形」、「数量関係」の３領域構成から、統計や確率を指導する「資料の活用」を新設するとともに、「数量関係」を「関数」に改め、４領域とする。また、新たに〔数学的活動〕を指導内容として規定。
- ◎ 小・中学校で指導内容を一部重複させること（例：文字式）により、基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着。
- 既習の関連する内容を再度取り上げ、学び直しの機会を設定することにより、基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着。

② 第１学年

- ◎ 数の集合と四則【H 元年】、図形の移動（平行移動、対称移動、回転移動）【H 元年】、投影図【H 元年】、球の表面積・体積【H 元年】、資料のちらばりと代表値【H 元年】、不等式を用いた表現（【H 元年】は第２学年で一元一次不等式を指導）など

③ 第３学年

- ◎ 有理数・無理数【H 元年】、二次方程式の解の公式【H 元年】、相似な図形の面積比・体積比【H 元年】、円周角の定理の逆【H 元年】、いろいろな事象と関数【H 元年】、標本調査【H 元年】

（２）言語力の育成・活用の重視

- ◎ 新設の〔数学的活動〕において、「既習の数学を基にして、数や図形の性質などを見いだす活動」、「日常生活や社会で数学を利用する活動」、「数学的な表現を用いて、根拠を明らかにし筋道を立てて説明し伝え合う活動」などを規定。
- ◎ 各内容の特質に応じ、「具体的な場面で活用すること」、「説明すること」を新たに規定。

小学校「理科」改訂のポイント

- ・ 基礎的・基本的な知識・技能の定着のため、科学の基本的な見方や概念（「エネルギー」、「粒子」、「生命」、「地球」）を柱に、小・中学校を通じた内容の一貫性を重視。
- ・ 国際的な通用性、内容の系統性の確保等の観点から、必要な指導内容を充実。（「物と重さ」、「人の体のつくり」等）
- ・ 科学的な思考力・表現力等の育成の観点から、観察・実験の結果を整理し考察する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動等を充実。
- ・ 科学を学ぶことの意義や有用性の実感及び科学への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視し改善。

（１）学習内容の改善・充実

① 内容構成の見直し等

- ◎ 基礎的・基本的な知識・技能の定着のため、科学の基本的な見方や概念（「エネルギー」、「粒子」、「生命」、「地球」）を柱に、小・中学校を通じた内容の一貫性を重視。
- ◎ 児童の学び方の特性や二つの分野で構成される中学校との接続を考慮し、従来の３区分から、２区分（「物質・エネルギー」、「生命・地球」）に内容を再構成。

② 第３学年

- ◎ 物と重さ（うち「形と重さ」は新規。「体積と重さ」は【H元年】）、身近な自然の観察、風やゴムの働き

③ 第４学年

- ◎ 骨と筋肉の働き（うち「関節の働き」は新規。他は【H元年】）

④ 第５学年

- ◎ 雲と天気の変化の関係、水中の小さな生物【H元年】、川の上流・下流と川原の石の大きさや形【H元年】
- ◎ 従来、課題選択であった「卵の中の成長」と「母体内の成長」をいずれも必修化。「振り子の運動」と「衝突」は「振り子の運動」を指導（「衝突」は中学校へ移行）。

⑤ 第６学年

- ◎ てこの利用、電気の利用、人の主な臓器の存在、植物の水の通り道【H元年】、食べ物による生物の関係（食物連鎖）【H元年】、月の位置や形と太陽の位置【H元年】、月の表面の様子【H元年】
- ◎ 従来、課題選択であった「火山の噴火による土地の変化」と「地震による土地の変化」をいずれも必修化。

（２）言語力の育成・活用の重視

☆ 第６学年の目標の中に「推論」を新たに規定。

- 「観察、実験の結果を整理し考察する学習活動」、「科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動」の充実を新たに規定。

中学校「理科」改訂のポイント

- ・ 基礎的・基本的な知識・技能の定着のため、科学の基本的な見方や概念（「エネルギー」、「粒子」、「生命」、「地球」）を柱に、小・中学校を通じた内容の一貫性を重視。
- ・ 国際的な通用性、内容の系統性の確保等の観点から、必要な指導内容を充実。（「イオン」、「遺伝の規則性」、「進化」等）
- ・ 科学的な思考力・表現力等の育成の観点から、観察・実験の結果を分析し解釈する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動等を充実。
- ・ 科学を学ぶことの意義や有用性の実感及び科学への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視し改善。

（１）学習内容の改善・充実

① 内容構成の見直し等

- ◎ 基礎的・基本的な知識・技能の定着のため、科学の基本的な見方や概念（「エネルギー」、「粒子」、「生命」、「地球」）を柱に、小・中学校を通じた内容の一貫性を重視。
- 原理・法則の理解を深めるためのものづくりや、継続的な観察、季節を変えての定点観測などを各内容の特質に応じて指導することを規定。
- 科学技術が日常生活や社会を豊かにしていることや安全性の向上に役立っていることなどについても指導することを規定。

② 第１学年

- ◎ 力とばねの伸び【H元年】、質量と重さの違い【H元年】、水圧【H元年】、プラスチック、種子をつくらない植物の仲間【H元年】など

③ 第２学年

- ◎ 電力量【H元年】、熱量【H元年】、電子【H元年】、交流【H元年】、周期表、無脊椎動物の仲間【H元年】、生物の変遷と進化【H元年】、日本の天気の特徴【H元年】、大気の動きと海洋の影響【H元年】など

④ 第３学年

- ◎ 力の合成・分解【H元年】、仕事・仕事率【H元年】、エネルギー変換の効率、放射線【S44年】、水溶液の電導性【H元年】、原子の成り立ち【S44年】、イオン【H元年】、遺伝の規則性【H元年】、DNA、地球温暖化、外来種、月の運動と見え方【H元年】、銀河系【S52年】など
- ◎ 従来、一部選択であった、第１分野「科学技術と人間」（科学技術の発展）と第２分野「自然と人間」（自然の恵みと災害）を必修化し、第１・第２分野共通の指導内容として「自然環境の保全と科学技術の利用」として統合・新設し、環境教育に関する指導を充実。

（２）言語力の育成・活用の重視

- ☆ 分野目標の中に「分析・解釈」を新たに規定。
- 「問題を見だし観察、実験を計画する学習活動」、「観察、実験の結果を分析し解釈する学習活動」、「科学的な概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動の充実」の充実を新たに規定。

小学校「生活科」改訂のポイント

- ・ 気付きをもとに考えたりすることなど、気付きを質的に高める観点から、活動や体験を一層充実するための学習活動を重視。
- ・ 児童を取り巻く環境の変化を考慮し、安全教育に関する内容を充実、自然の素晴らしさ、生命の尊さを実感する指導を充実。
- ・ 地域の出来事などを身近な人々と伝え合う活動を行い、人とかかわる楽しさが分かり、進んで交流できるようにする旨の内容事項を新設。

(1) 学習内容の改善・充実

- ☆ 自分の良さや可能性に気付き、意欲をもって生活することができるよう自分自身に関する事項を目標として新設
- ◎ 通学路の安全を守っている人々に関心をもつ
- ◎ 遊びに使うものを工夫してつくり、その面白さや自然の不思議さに気付く
- 動物や植物の継続的な飼育、栽培
- ◎ 身近な人々と伝え合う活動を行い、進んで交流する
- 気付いたことを基に考えさせるため、見付ける、比べる、例えるなどの学習活動を明示

(2) 言語力の育成・活用の重視

- ◎ 身近な人々と伝え合う活動を行い、進んで交流する内容事項を新設。

小学校「音楽科」改訂のポイント

- ・ 表現活動及び鑑賞活動において共通に必要な能力を示した〔共通事項〕を新設。
- ・ 歌唱共通教材について、必ず指導する曲数を増加。
 - 1～4学年 4曲すべて扱う（現行では4曲中3曲）
 - 5・6学年 4曲中3曲を含めて扱う（現行では4曲中2曲）
- ・ 鑑賞教材について、和楽器を含めた我が国の音楽の指導を充実。（5・6学年からの「内容」→3・4学年からの「内容」）

（1）学習内容の改善・充実

① 構成の見直し

- ◎ 表現領域について「歌唱」、「器楽」、「音楽づくり」ごとに項目を構成。
- ◎ 表現活動及び鑑賞活動において共通に必要な能力を示した〔共通事項〕を新設。

② 表現

- ◎ 歌唱共通教材について、必ず指導する曲数を増加。
 - 1～4学年 4曲すべて扱う（現行では4曲中3曲）
 - 5・6学年 4曲中3曲を含めて扱う（現行では4曲中2曲）

③ 鑑賞

- ◎ 鑑賞教材について、和楽器を含めた我が国の音楽の指導を充実。

④ 共通事項

- ◎ 音符、記号、用語などを音楽活動を通して理解すること。

（2）言語力の育成・活用の重視

- ◎ 鑑賞において、言葉で表す活動を追加。

中学校「音楽科」改訂のポイント

- ・ 表現活動及び鑑賞活動において共通に必要な能力を示した〔共通事項〕を新設。
- ・ 民謡、長唄など我が国の伝統的な歌唱の指導を重視するなど邦楽の指導を充実。
- ・ 歌唱教材について、「赤とんぼ」、「荒城の月」など我が国で親しまれてきた曲を具体的に規定。

(1) 学習内容の改善・充実

① 構成の見直し

- ◎ 表現領域について「歌唱」、「器楽」、「創作」ごとに項目を構成。
- ◎ 表現活動及び鑑賞活動において共通に必要な能力を示した〔共通事項〕を新設。

② 表現

- 歌唱教材について、「赤とんぼ」、「荒城の月」、「早春賦」、「夏の思い出」、「花」、「花の街」、「浜辺の歌」の7曲を示し、各学年ごとに1曲以上取り扱うこと。
【H元年】
- 和楽器の指導について、伝統音楽のよさを味わうことを明記（3学年を通じて1種類以上を扱うことは現行と同じ）。
- ◎ 民謡、長唄など我が国の伝統的な歌唱。

③ 鑑賞

- ◎ 言葉で説明する、根拠をもって批評するなどの活動。

④ 共通事項

- ◎ 音符、記号、用語などを音楽活動を通して理解することなど

(2) 言語力の育成・活用の重視

- ◎ 言葉で説明する、根拠をもって批評するなどの活動。
- 生徒が自己のイメージや思いを伝え合うなどコミュニケーションを図る指導の工夫。

小学校「図画工作科」改訂のポイント

- ・ 指導内容を育成すべき資質や能力ごとに整理。
- ・ 表現活動及び鑑賞活動において共通に必要な能力を示した〔共通事項〕を新設。

(1) 学習内容の改善・充実

① 構成の見直し

- ◎ 「A 表現」の内容を育成すべき資質や能力ごとに整理。
（「発想・構想の能力」と「表現の技能」を分けて整理（現行は一体的に示す））
- ◎ 表現活動及び鑑賞活動において共通に必要な能力を示した〔共通事項〕を新設。

② 表現

- ◎ 伝え合いたいことを絵や立体、工作に表す活動。

③ 鑑賞

- ◎ 感じたことを話したり、友人の話を聞いたりする活動。

④ 共通事項

- ◎ 形や色などを基に、自分のイメージをもつことなど。

(2) 言語力の育成・活用の重視

- ◎ 伝え合いたいことを絵や立体、工作に表す活動。
- ◎ 感じたことを話したり、友人の話を聞いたりする活動。

中学校「美術科」改訂のポイント

- ・ 指導内容を育成すべき資質や能力ごとに整理。
- ・ 表現活動及び鑑賞活動において共通に必要な能力を示した〔共通事項〕を新設。
- ・ 我が国の美術文化に関する鑑賞指導を充実。
(2・3学年の「内容」 → 1学年、2・3学年の「内容」)

(1) 学習内容の改善・充実

① 構成の見直し

- ◎ 「A 表現」の内容を育成すべき資質や能力ごとに整理。
(「発想・構想の能力」と「表現の技能」を分けて整理(現行は一体的に示す))
- ◎ 表現活動及び鑑賞活動において共通に必要な能力を示した〔共通事項〕を新設。

② 表現

- ◎ 伝えたい内容について分かりやすさや美しさを考える活動

③ 鑑賞

- ◎ 我が国の美術文化に関する鑑賞指導を充実。(2・3学年の「内容」→1学年、2・3学年の「内容」)
- ◎ 作品に対する思いや考えを説明し合う、批評し合う活動。

④ 共通事項

- ◎ 形や色の特徴などを基に、対象のイメージをもつことなど

(2) 言語力の育成・活用の重視

- ◎ 伝えたい内容について分かりやすさや美しさを考える活動。
- ◎ 作品に対する思いや考えを説明し合う、批評し合う活動。

小学校「家庭科」改訂のポイント

- ・ 少子高齢化等に対応する観点から、家族と家庭に関する教育を一層充実（教科目標に「家庭生活を大切にしている心情」を盛り込む）
- ・ 食育の推進の観点から、食事の役割や栄養・調理に関する内容を一層充実。（「五大栄養素の働き」を中学校から移行）

（１）学習内容の改善・充実

①構成の見直し等

☆ 家庭生活を大切にしている心情

- 中学校技術・家庭科（家庭分野）との体系化を図るため内容を再構成（８内容→４内容に再構成 「A 家庭生活と家族」、「B 日常の食事と調理の基礎」、「C 快適な衣服と住まい」「D 身近な消費生活と環境」）

②第５学年及び第６学年

- ◎ 自分の成長と家族（A～Dの内容を関連付けたガイダンス的な内容を新設）
- ◎ 体に必要な栄養素の種類と働き（５大栄養素【H元年】）
- ◎ 身近な環境とのかかわりからの物の使い方の工夫
- 米飯やみそ汁が我が国の伝統的な日常食であることを理解

（２）言語力の育成・活用の重視

- 衣食住など生活の中の様々な言葉を実感を伴って理解したり、生活における課題を解決するために、言葉や図表などを用いて生活をよりよくする方法を考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実

中学校「技術・家庭科」改訂のポイント

- ・ ものづくり教育の充実や持続可能な社会の構築等に対応する観点から、エネルギー変換や生物育成等に関する学習を必修化。技術を適切に評価・活用するための指導事項を新設。
- ・ 情報化の進展に対応する観点から、著作権の保護等の情報モラルに関する学習を充実。デジタル作品の設計・制作に関する学習を必修化。
- ・ 少子高齢化等に対応する観点から、家族と家庭に関する教育を一層充実。（「幼児との触れ合い」に関する内容の必修化）
- ・ 食育の推進の観点から、食事の役割や調理に関する内容を一層充実。（地域の食材を生かした調理など、地域の食文化の理解の必修化）

（１）学習内容の改善・充実

①構成の見直し等

- 小学校家庭科との体系化を図るため内容を再構成（家庭分野）

（２内容→４内容 「A 家族・家庭と子どもの成長」、「B 食生活と自立」「C 衣生活・住生活と自立」「D 身近な消費生活と環境」）

②内容

【技術分野】

- ◎ 各内容（材料と加工、エネルギー変換、生物育成、情報）に関する技術の適切な評価・活用
- ◎ エネルギー変換に関する技術、生物育成に関する技術、デジタル作品の設計・制作（選択→必修）
- ◎ 著作権や発信した情報に対する責任（情報モラル）

【家庭分野】

- ◎ 幼児との触れ合いとかかわり方の工夫、日常食や地域の食材を生かした調理（選択→必修）
- ◎ 健康によい食習慣、地域の食文化の理解
- ◎ 消費者の基本的な権利と責任
- 「和服の基本的な着方を扱うこともできること」（衣服の着用）

（２）言語力の育成・活用の重視

- 実習等の結果を整理し考察する学習活動や、生活における課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりする学習の重視。（共通）
- ◎ 持続可能な社会の構築等に対応する観点から、技術を適切に評価・活用するための指導事項を新設。（技術分野）
- ◎ 学んだ内容（家族・幼児の生活、食生活、衣生活・住生活から選択）を生かして、生活上の課題を設定し実践する指導事項を設定（家庭分野）

小学校「体育科」改訂のポイント

- ・ 基礎的な身体能力を身に付け、運動を豊かに実践していくための基礎を培う観点から、発達段階に応じた指導内容の明確化・体系化
- ・ 子どもの体力低下、運動習慣の二極化傾向の指摘を踏まえ、「体づくり運動」を低学年から規定。
- ・ 健康な生活を送る資質や能力の基礎を培う観点から、中学校の指導内容につながる系統性のある指導ができるように、毎日の生活と健康及び病気の予防についての指導を充実。

(1) 学習内容の改善・充実

① 運動領域

- ◎ 低学年・中学年においても、高学年と同様に、6領域で内容を構成。
(現行は、低学年2領域、中学年5領域。)
- ◎ 低学年・中学年においても、領域の1つとして「体づくり運動」を規定。
- ◎ 各運動領域について、具体的な指導内容を明示。
(現行は、一部の領域について、運動種目等のみ規定。)
- ◎ 「ゲーム」(中学年)及び「ボール運動」(高学年)については、「ゴール型」、「ネット型」、「ベースボール型」として、類型ごとに規定。
(現行は、バスケットボール、サッカーなどと規定。)

② 保健領域

- ◎ 健康の状態は自分の気持ちや周りの環境がかかわっていること(第3学年)
- ◎ 身のまわりの生活の危険が原因となるけがの防止(第5学年)
- ◎ 地域の保健所など行われている様々な保健活動(第6学年)

(2) 言語力の育成・活用の重視

- ◎ 各運動領域において、運動の行い方、課題解決の仕方の工夫、作戦を立てることなどを、引き続き規定。
- 保健領域において、知識を活用する学習活動を取り入れることを規定。

中学校「保健体育科」改訂のポイント

- ・ 健やかな体の基礎となる身体能力と知識を定着させ、運動を豊かに実践していく観点から、発達の段階に応じた指導内容の明確化・体系化。
- ・ 多くの領域の学習体験をさせた上で、自らに適した運動を選択できるようにするため、第1学年及び第2学年を通じて、選択であった「武道」と「ダンス」を含めて、すべての運動領域を必修化。
- ・ 個人生活における健康・安全に関する内容を重視する観点から、自然災害に伴う傷害の防止や医薬品についての指導を充実。

(1) 学習内容の改善・充実

① 体育分野

- 第1学年及び第2学年を通じ、選択であった「武道」、「ダンス」を含めて、すべての領域を必修とする。
- 第3学年では、「体づくり運動」「体育理論」を除き、選択とする。
- ◎ 各運動領域について、具体的な指導内容を明示。
(現行は、一部の領域について、運動種目等のみ規定。)
- ◎ 「球技」については、「ゴール型」、「ネット型」、「ベースボール型」として、類型で規定。
(現行は、バスケットボール、サッカーなどと規定。)

② 保健分野

- ◎ 二次災害によって生じる傷害(第2学年)
- ◎ 医薬品は正しく使用すること(第3学年)

(2) 言語力の育成・活用の重視

- ◎ 各運動領域において、知識を活用して運動の取組方などを工夫することを、引き続き規定。
- 知識を活用する学習活動を取り入れることを規定。

小学校「外国語活動」のポイント

- ・ 積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成と、言語・文化についての理解を深めることをねらいとして、高学年に導入。
- ・ 身近なコミュニケーションの場面（挨拶・買い物・食事・子供の遊び等）について音声面を中心にA L T等とコミュニケーション活動を行い、コミュニケーション能力の素地を育成。（中学校における外国語教育とあいまって、外国語教育を充実）
- ・ 日本と外国の言語や文化の違いを知り、国語や我が国の文化についても理解を深める指導を充実。

① 目 標

「外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。」

② 活動の内容

〔コミュニケーション 関係〕

- ◎ 外国語を用いたコミュニケーションの楽しさを体験
- 児童にとって身近なコミュニケーションの場を設定。（挨拶、自己紹介、買い物、食事、学校での学習や活動、地域の行事、子供の遊びなどを例示）
- コミュニケーションの体験は、音声面を中心とする。
- 英語を取り扱うことを原則とする。

〔言語・文化 関係〕

- ◎ 外国語と日本語との違いや、外国と日本の生活や習慣などの違いを知る
- 外国語活動を通して、外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても理解を深めることができるようにする。

③ 指導体制等

- 授業の実施にあたっては、ネイティブ・スピーカーの活用にも努めるとともに、地域の実情に応じて外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど、指導体制を充実。
- C D、D V Dなどの視聴覚教材を積極的に活用

中学校「外国語科」改訂のポイント

- ・ 聞く・話す・読む・書くを総合的に行う学習活動を充実。(現行は、聞く・話すに重点)
- ・ 語数を1200語程度に増加。(現行は、900語程度まで)
- ・ 外国語で発信しうる内容の充実を図る観点から、教材の題材の例として、我が国の伝統文化と自然科学を追加。

① 聞く・話す・読む・書くを総合的に行う学習活動の充実

- ☆ 聞く、話す、読む、書くなどのコミュニケーション能力の基礎を養う旨明記。
- ◎ 4つの技能ごとに次の指導内容を追加。
 - 〔聞くこと〕 まとまりのある英語を聞いて概要や要点を適切に聞き取る
 - 〔話すこと〕 テーマを決めて簡単なスピーチをする
 - 〔読むこと〕 読んだ内容に対する感想を述べたり、賛否やその理由を示せるよう、書かれた内容や考え方をとらえる
 - 〔書くこと〕 文と文のつながりに注意して文章を書くこと
- 語、連語、慣用表現の指導について、活用することを通して定着を図る旨明記。
- 文法の指導について、言語活動と効果的に関連づけて指導する旨明記。

② 語彙・教材の充実

- 「900語程度までの語」を「1200語程度の語」に改める。
- 教材は、日常生活、物語などに加え、伝統文化や自然科学などに関するものの中から、生徒の興味・関心に即して適切な題材を取り上げる。

③ 小学校における外国語活動の導入を踏まえた改善

- ☆ 聞く・話すについては、「慣れ親しむ」ことは、英語の目標から削除。
- 特に第一学年で言語活動を行う際には、小学校の外国語活動を通じて音声面を中心としたコミュニケーションに対する積極的な態度などの一定の素地が育成されることを踏まえるよう規定。

小・中学校「道徳教育」改訂のポイント

- ・ 道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであることを明確化。
- ・ より効果的な教育を行う観点から、発達段階に応じて指導の重点を明確化。（小学校：挨拶、人間としてしてはならないことをしない、集団や社会のきまりを守る等を重視、中学校：社会の形成への主体的な参画等を重視）。
- ・ 各教科等で、それぞれの特質に応じて道徳の内容を適切に指導することを明確化。
- ・ 道徳教育推進教師（道徳教育の推進を主に担当する教師）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開することを明確化。
- ・ 先人の生き方、自然、伝統と文化、スポーツなど、児童生徒が感動を覚える魅力的な教材の活用。
- ・ 道徳性の育成に資する体験活動を推進。（小学校：集団宿泊活動等、中学校：職場体験活動等）

（１）学習内容の改善・充実

【小・中学校共通】

- ◎ 道徳の内容について、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う内容であることを明確化
- 道徳の時間においては道徳の内容を各学年で全て取り上げること、各教科等においては道徳の内容について各教科等のそれぞれの特質に応じて適切に指導することを明確化
- 道徳教育推進教師（道徳教育の推進を主に担当する教師）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開することを明確化
- 先人の生き方、自然、伝統と文化、スポーツなど、児童生徒が感動を覚える魅力的な教材の開発や活用
- 体験活動の推進（集団宿泊活動など（小学校）、職場体験活動など（中学校））

【小学校】

- 自立心や自律性、自他の生命を尊重する心を育てる（各学年共通）
- 自己の生き方についての考えを深める（各学年共通）
- 挨拶、人間としてしてはならないことをしない（低学年）
- 集団や社会のきまりを守る（中学年）
- 法やきまりの意義の理解、相手の立場を理解し、支え合う態度、集団における役割と責任（高学年）

【中学校】

- 自他の生命の尊重、法やきまりの意義の理解、社会の形成への主体的な参画
- 道徳的価値に基づいた人間としての生き方について考えを深める

（２）言語力の育成・活用の重視

- 自分の考えを基に、書いたり議論したりするなどの表現する機会を充実し、自分の考えを深め、成長を実感できるような指導を重視。

小・中学校「総合的な学習の時間」改訂のポイント

- ・ 総合的な学習の時間においては、教科の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習を行うものであることをより明確化。
- ・ 学校種間の重複を避け、発達の段階に応じた取組を促すため、小学校で地域の人々の暮らし、伝統と文化についての学習活動、中学校で職業や自己の将来に関する学習活動を例示として追加。
- ・ 総合的な学習の時間の教育課程における位置付けを明確化し、その指導を充実。(総則から取り出し、新たに章立て)

(1) 学習内容の改善・充実

① 構成の見直し

総則から取り出し、新たに章立てする。

② 小・中学校共通

☆ 目標に、探究的な学習を明示

○ 各学校は社会や日常生活とのかかわりを重視して目標及び内容を設定

○ 育てようとする資質や能力及び態度についての、視点を例示

③ 小学校

○ 地域の人々の暮らし、伝統と文化についての学習活動を新たに例示

④ 中学校

○ 職業や自己の将来に関する学習活動を新たに例示

(2) 言語力の育成・活用の重視

○ 他者と協同して問題を解決する学習活動、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動を新たに規定

小・中学校「特別活動」改訂のポイント

- ・ 各活動、学校行事の目標を新たに規定し、よりよい人間関係を築く力、集団の一員としてよりよい生活づくりに参画する態度の育成を特に重視し、それらにかかわる力を実践を通して高めるための体験活動や生活を改善する話し合い活動、多様な異年齢集団による活動を一層充実。
- ・ 児童生徒の発達の段階に応じ、体験活動を推進。(小学校：自然の中での集団宿泊活動、中学校：職場体験活動)

(1) 学習内容の改善・充実

【全体】

- ☆ よりよい人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度の育成（全体目標）
- ☆ 各活動（学級活動、児童会（生徒会）活動、クラブ活動（小学校））・学校行事の目標を新たに規定。

【学級活動】

- ☆ 集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画
- 意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動
- ◎ 清掃などの当番活動等の役割（小学校）

【クラブ活動（小学校）】

- ◎ 異年齢集団による交流

【児童会（生徒会）活動】

- ☆ 集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画
- ◎ 異年齢集団による交流
- 意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動

【学校行事】

- ☆ 集団への連帯感、公共の精神
- ◎ 自然の中での集団宿泊活動など（小学校）、職場体験活動など（中学校）

(2) 言語力の育成・活用の重視

- 体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実